

令和5年度特色入試問題

《教育学部》

資料集

資料一覧

資料 1

(出典) Sune Lægaard, Recognition and toleration: Conflicting approaches to diversity in education?, *Educational Philosophy and Theory*, Volume 42, No. 1, 2010, pp. 23-24.

資料 2

(出典) 明和政子「ヒトの良心の発達とその生物学的基盤」同志社大学良心学研究センター編『良心から科学を考える：パンデミック時代への視座』岩波書店, 2021 年, pp. 39-42.

資料 3

(出典) Eli J. Finkel *et al.*, Political sectarianism in America, *Science*, Volume 370, Issue 6516, 2020, p. 534.

資料 4a

(出典) 翁百合「ブロックチェーンは社会をどう変えるか」『NIRA オピニオンペーパー』26, 2016 年, p. 4.

資料 4b

表 1 : 法定通貨および暗号資産（仮想通貨）の通貨流通量の推移
(根拠資料) 国際決済銀行 (Bank of International Settlements, BIS) ならびに各国中央銀行 および暗号資産（仮想通貨）情報サイト「CoinMarketCap」の統計資料

資料 5

(出典) Charles Taylor, The politics of recognition, In Amy Gutmann (Ed.), *Multiculturalism: Examining the politics of recognition*, Princeton University Press, 1994, pp. 25-26.

資料 6

(出典) 藤野寛『「承認」の哲学：他者に認められるとはどういうことか』青土社, 2016 年, pp. 7-9, 33-36.

資料 7a

(出典) 見田宗介『まなざしの地獄：尽きなく生きることの社会学』河出書房新社, 2008 年, pp. 35-41. (初出：見田宗介「まなざしの地獄：都市社会学への試論」『展望』173, 1973 年 5 月, pp. 107-109.)

資料 7b

(出典) 見田宗介『まなざしの地獄：尽きなく生きることの社会学』河出書房新社, 2008 年, pp. 41-42. (初出：見田宗介「まなざしの地獄：都市社会学への試論」『展望』173, 1973 年 5 月, pp. 109-110.)

資料 8

(出典) 江原由美子『装置としての性支配』勁草書房, 1995 年, pp. 85-88.

資料 9

(出典) 石田光規『孤立不安社会：つながりの格差、承認の追求、ぼっちの恐怖』勁草書房, 2018 年, pp. 35-38.

資料1

(出典) Sune Laegaard, Recognition and toleration: Conflicting approaches to diversity in education?, *Educational Philosophy and Theory*, Volume 42, No. 1, 2010, pp. 23-24.

ただし、本文内にある書誌情報(例: McKinnon, 2006)の詳細の記述はここでは省略している。

What, generally speaking, does ‘toleration’ and ‘recognition’ mean, why are toleration and recognition commonly thought to be incompatible approaches to differences, and what is the relationship between these notions and another commonly used notion, namely that of ‘respect?’ Toleration means to put up with differences one dislikes or disagrees with, e.g. religious beliefs, cultural practices or modes of behaviour differing from one’s own. To tolerate something is to suffer or endure its existence, presence or expression even though one would rather not. But one does ordinarily not speak of toleration when there is no alternative, when one has no choice in the matter whether or not to put up with that which one dislikes or disagrees with. So toleration presupposes a possibility of intolerance. Hence the so-called ‘circumstances of toleration,’ i.e. the conditions under which it makes sense to speak of toleration. These are: (a) The existence of a (sufficiently important) difference, (b) towards which one party has a *negative* attitude such as dislike or disapproval that provides this party with a reason for eradicating, persecuting, prohibiting or otherwise acting against the difference, and (c) the actual *power*, or belief that one has such power, to act on this reason (McKinnon, 2006, p. 14). To tolerate is, under these circumstances, *not* to act on the reason provided by one’s negative attitude. So toleration is negative in two senses: It *presupposes* a negative attitude and the act of tolerating *consists* in refraining from acting in specific ways.

Recognition, to the contrary, is often thought to be a more positive relationship, also in several senses. Multicultural recognition is usually thought to consist in the public expression of a positive attitude to some difference, e.g. ‘identities’ marking groups off from each other. And this positive attitude is furthermore routinely taken to either justify or to be expressed through ‘policies of recognition’ involving positive acts such as the granting of special group rights or exemptions protecting or actively supporting the group identities or differences in question (Young, 1990; Taylor, 1994; Parekh, 2006; Modood, 2007).

On the basis of this common understanding of toleration and recognition it is easy to see why the two approaches may be thought to be in tension or even to be incompatible. The one presupposes a negative attitude, whereas the other consists in a positive one, and the former involves not acting whereas the latter requires doing something (Jones, 2006). This central incompatibility is sometimes further aggravated when toleration is specified as being concerned with *private* differences of *individuals*, and recognition as pertaining to *public* differences of *groups* (Galeotti, 2002; Modood, 2005, 2007). But even without these additional complications, which are arguably not essential to the ordinary notions of toleration and recognition, and may anyway not be sustainable in practice (Macedo, 2000, pp. 30–38), the two approaches to difference seem to preclude each other for purely conceptual reasons.

資料 2

(出典) 明和政子「ヒトの良心の発達とその生物学的基盤」同志社大学良心学研究センター編『良心から科学を考える：パンデミック時代への視座』岩波書店, 2021年, pp. 39-42. ただし、見出しと本文内にある書誌情報（例：Hamlin et al. 2007）の詳細の記述はここでは省略している。

ヒトは、いつから、どのように他個体の行為の善し・悪しを判断する認知能力を創り、発達させるのだろうか。これまでの研究を概観するに、ヒトの良心の発達には三つの注目すべき時期があることが示唆されている。①生後早期から前言語期、②生後三年目以降、③思春期である。本章では、ヒトの発達初期①②に焦点をあて、③の時期にみられる特性については別稿に譲ることとする（明和 10-7を参照）。

最近の発達研究は、ヒトは生後早期からすでに他個体の行為の善悪判断を行っている可能性を示している。ハムリンらは、A、B、Cの三種類の図形を用いて、それらが動いて相互作用する映像を生後六ヵ月と一〇ヵ月の乳児に見せた。一つは、AがCの行為を助けようとするもうまうな場面、もう一つは、BがCの行為を妨害しようとするもうまうな場面であった。その後、実験者はAとBの実物を一つ並べて乳児に提示し、どちらに接近しようとするか（手伸ばし反応）を調べた。その結果、乳児は、他者を妨害した図形を避け、他者を助けようとした図形に接近した（Hamlin et al. 2007）。その後、彼女たちは類似の実験パラダイムを用いて、生後三ヵ月の乳児ですら他個体を妨害する図形を注視しないつまり、避けたりと報告している。

二者間より複雑な相互作用場面でも、乳児は善悪の判断を行っているらしい。鹿子木らは、六ヵ月児が攻撃者から犠牲者を守ろうとする行為を肯定し、そうしたふるまいをする図形を好みとしたことを示した（Kanakogi et al. 2017）。この実験では、攻撃者と犠牲者との間で起こる相互作用を止めると、もうちは止めない第三者の図形のふるまいを見せた。その後、第三者の図形の実物一つを乳児の目の前に提示すると、犠牲者に対する攻撃者の行為を止めようとしたり図形の実物のほうを好み、接近した。

生後早期の乳児を対象とした研究については再現性の問題が指摘されており、その解釈には慎重にならねばならないが、ヒトは、少なくとも生後半年頃には他個体の行為の善悪を判断し、善い行いをする個体を選好する性質をもつている可能性がある。

生後早期に報告されている他個体の行為の善悪判断においては、将来、その個体から見返りを得られる可能性が高いか、生存に関わる個体であるかといった点で選択、特定されることが多い。善悪を判断する文脈も「助ける—妨害する」といった単純な場面に限られている。

しかしその後、ヒトの善悪判断に関わる心の働きは、時と場合（文脈）によって変容する複雑なものとなるていく。生後一年を過ぎる頃から、ある目標を達成できたら他個体を目にする、それを援助しようとすると向社会的行動が出現するが、この段階では、援助しようと/orする者は特定の誰かではない。しかし、生後三年目以降、向社会的行動をする相手は個別的・選択的となる。四歳になると、他個体に意地悪なるまじめさした者に対しては、他個体を助けた者あるいは中立な立場をとった者ほど助けようとしない。見知らぬ個体よりも血縁関係にある個体に対し、また、ある物を自分と共有しなかつた者よりも共有した経験をもつ者に、さらには、第三者と物の共有をしなかつた者よりも共有した者に対し、より多くの分配を行う。

ヒトは、「内集団バイアス(in-group favoritism)」と呼ばれる認知特性をもつ。自分が属する内集団の者に対して、外集団の者に比べて（実際には差はないにもかかわらず）人格や能力が優れている、信頼できると評価するなど、好意的な認知・感情・行動を示す傾向を指す。また、他個体の不幸や苦しみ、失敗を見聞きしたとき、それが内集団の者であれば共感を覚えるが、外集団の者である場合には喜びや嬉しさ、といった相反する快感情が激起する（シャーテンフロイデ Schadenfreude）。

こうした認知バイアスがいつ頃からみられるかを検証した発達研究がある。生後一〇ヵ月、一歳半、五～六歳の乳幼児に、見知らぬ他個体が彼らに物を渡そうとする、あるいは彼らが他個体に物を渡す様面を見せた。他個体は一人にて、一方は乳幼児と同じ色の肌を、もう一方は異なる色の肌をもつ者であった。母語に対するバイアスも考慮するため、ある条件では両者が同じ言語を用いて乳幼児に語りかけ、もう一つの条件

では言語を介さずに微笑むだけとした。その結果、言語経験の有無によらず、10ヶ月児では一人から物を受け取る割合に違いはみられなかつた。また、1歳半児が物を渡す場合にも差異はみられなかつた。ところが、これら11つの場面の映像を五六歳児に見せると、彼らは同じ肌の色をした者から物を受け取る、あるいは渡すと回答した(Kinzler & Spelke 2011)。肌の色に基づく内集団バイアスは、生後数年をかけて形成されるものであるらしい。

関係する他個体の選択について、進化生物学ではもともとある理論が提唱されている。遺伝子を共有する血縁個体の繁殖成功率を高める「血縁選択(Hamilton 1964)」、つきあいが続く二者間で見返りが期待される程度に応じて利他的にふるまう「互恵的利他行動(Trivers 1971)」などである。直接の利害関係にない者に対しておこ起こる利他行動は、所属する集団内による評判がたつと、結果的に他個体が自分に利他的にふるまうだろうという期待に基づく「間接互恵性(Nowak & Sigmund 1998)」である。ヒトが明確な根拠なしに内集団の者をひしひきする心的特性の背景には、こうした生存上の理由があると考えられるが、この特性は、生後三年以上にわたる環境経験(社会的規範や文化的価値観)の影響を受けながら漸次的に形成されるものである。

資料 3

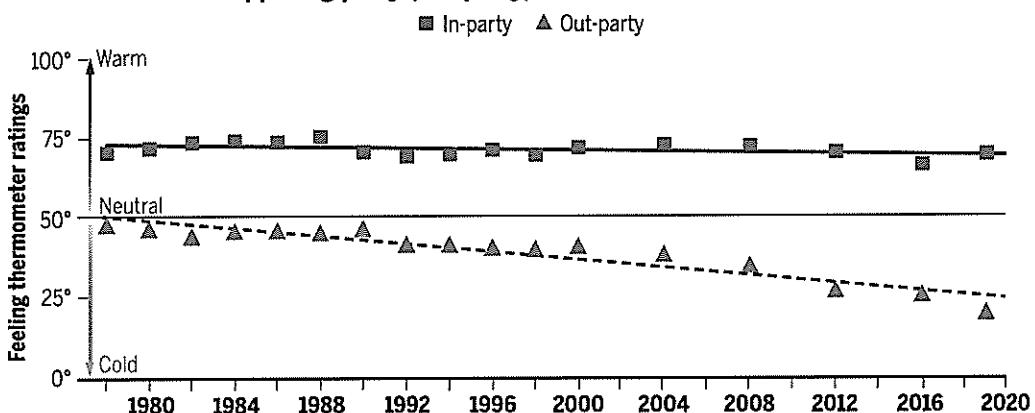
(出典) Eli J. Finkel *et al.*, Political sectarianism in America, *Science*, Volume 370, Issue 6516, 2020, p. 534. ただし、出題にあたり、文章を一部削除している。

The rise of out-party hate

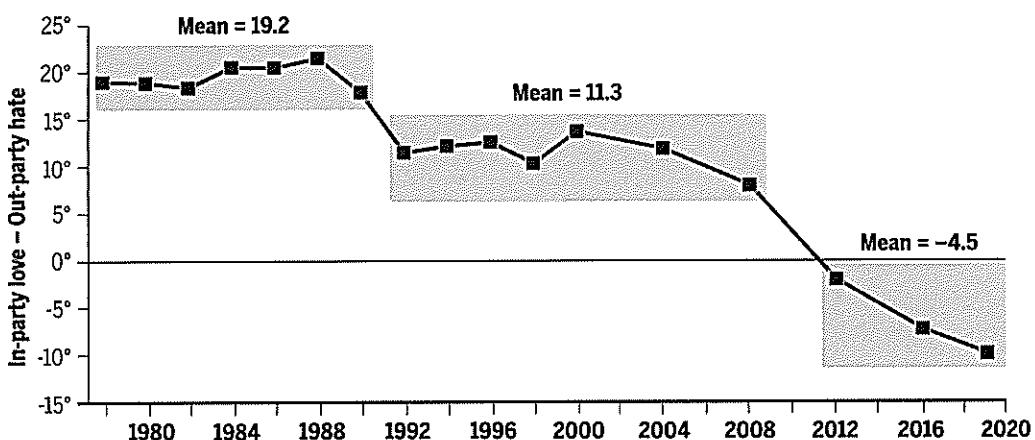
With the exception of 2020, all data come from the American National Election Study (ANES)..

To calculate the estimates for the lower panel, we used upper-panel estimates to compute, relative to the neutral point on the feeling thermometer, the strength of in-party love (in-party score – 50) and out-party hate (50 – out-party score), and then took the difference of those two scores.

Warmth toward the opposing party (out-party) has diminished for decades



Out-party hate has emerged as a stronger force than in-party love



出題者注：

上の 2 つの図は、2020 年を除いて、全米選挙研究のデータに基づいている。横軸の数値は、調査年を示している。Feeling thermometer ratings とは、ある対象に対する好意度を温度計の目盛りによって評定する、感情温度評定と呼ばれる指標のことである。温度が高いほど好意的、低いほど非好意的であると考えられ、また、50 度はどちらでもない中間的な好意度であるとされる。ここで in-party は評定者の支持政党、out-party はその対立政党を意味する。

資料 4a

(出典) 翁百合「ブロックチェーンは社会をどう変えるか」『NIRA オピニオンペーパー』26, 2016年, p. 4. ただし、出題にあたり、文章を一部削除している。

ブロックチェーンという呼び名は、カネやモノの取引の履歴情報を電子的に記録しながら、そのデータをブロックとして集約、さらに連鎖（チェーン）して組成することに由来している。

ブロックチェーンの利用者は、パソコンや携帯端末などを使い、ブロックチェーンネットワークにアクセスする。幅広く活用されているブロックチェーンネットワークの多くにはインターネットが使われている。ブロックチェーンを一言でいうと「取引の履歴情報をブロックチェーンネットワークに参加する全員が相互に分散して保管維持し、参加者がお互い合意することで、そのデータの正当性を保証する分散型台帳（distributed ledger）」となる。

資料 4b

（根拠資料）国際決済銀行（Bank of International Settlements, BIS）ならびに各国中央銀行および暗号資産（仮想通貨）情報サイト「CoinMarketCap」の統計資料

表 1 法定通貨および暗号資産（仮想通貨）の通貨流通量の推移

通貨流通高（単位：10億ドル）		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
法定通貨	ドル（アメリカ）	1509	1618	1719	1808	2089	2200
	ユーロ（ヨーロッパ連合）	1218	1440	1446	1489	1801	1800
	円（日本）	916	991	1048	1084	1197	1100
	ポンド（イギリス）	84	99	94	98	102	120
暗号資産 （仮想通貨）	ビットコイン	15	238 327	65 294	131 232	539	876 1288

出題者注：

資料 4b の表 1 は、2016 年以降の主要な法定通貨ならびに主要な暗号資産（仮想通貨）であるビットコインの通貨流通高をドルに換算したデータを示している。ただし、2021 年の法定通貨については推計に基づく概算値である。いずれも 12 月付の流通高を基準としている。法定通貨の場合は 12 月に流通量が最大となっているが、ビットコインについては年末の値と異なる場合に限り、下段に最大値を示している。

なお、2019 年 5 月 31 日に資金決済法および金融商品取引法その他の関連法規の改正が行われ、「仮想通貨」は「暗号資産」と法令上の呼称が変更された。その理由のひとつとして、法定通貨との区別が曖昧で誤解を生みやすいことなどが挙げられている。ビットコインのような暗号資産（仮想通貨）を法定通貨としている国も存在しているが、本課題では上記の法規上の分類に基づき法定通貨と暗号資産（仮想通貨）を区分している。

資料 5

(出典) Charles Taylor, *The politics of recognition*, In Amy Gutmann (Ed.), *Multiculturalism: Examining the politics of recognition*, Princeton University Press, 1994, pp. 25-26.

A NUMBER of strands in contemporary politics turn on the need, sometimes the demand, for *recognition*. The need, it can be argued, is one of the driving forces behind nationalist movements in politics. And the demand comes to the fore in a number of ways in today's politics, on behalf of minority or "subaltern" groups, in some forms of feminism and in what is today called the politics of "multiculturalism."

The demand for recognition in these latter cases is given urgency by the supposed links between recognition and identity, where this latter term designates something like a person's understanding of who they are, of their fundamental defining characteristics as a human being. The thesis is that our identity is partly shaped by recognition or its absence, often by the *misrecognition* of others, and so a person or group of people can suffer real damage, real distortion, if the people or society around them mirror back to them a confining or demeaning or contemptible picture of themselves.

Nonrecognition or misrecognition can inflict harm, can be a form of oppression, imprisoning someone in a false, distorted, and reduced mode of being.

Thus some feminists have argued that women in patriarchal societies have been induced to adopt a deprecatory image of themselves. They have internalized a picture of their own inferiority, so that even when some of the objective obstacles to their advancement fall away, they may be incapable of taking advantage of the new opportunities. And beyond this, they are condemned to suffer the pain of low self-esteem. An analogous point has been made in relation to blacks: that white society has for generations projected a demeaning image of them, which some of them have been unable to resist adopting. Their own self-depreciation, on this view, becomes one of the most potent instruments of their own oppression. Their first task ought to be to purge themselves of this imposed and destructive identity. Recently, a similar point has been made in relation to indigenous and colonized people in general. It is held that since 1492 Europeans have projected an image of such people as somehow inferior, "uncivilized," and through the force of conquest have often been able to impose this image on the conquered.

語注 :

"subaltern" groups: subordinate social groups

contemptible: not deserving any respect at all

depreciation: a reduction in the value or price of something

このページは白紙です

資料6

(出典) 藤野寛『「承認」の哲学：他者に認められるとはどういうことか』青土社, 2016年, pp. 7-9, 33-36.
ただし、本文内にある注はここでは省略している。

人が、自らの存在・知識・経験について反省的に考え始めるとき、哲学という実践が始まる。その際、「自らの」と言うわけだが、その「自己」とは必ずしも「個人」としての自己を意味するものではない。人間という類的存在の一人としての自己を意味する(「じゅわい」)れば、何らかの集団(民族とか、性とか)の一構成員としての自己を意味する(「じゅうゆう」)もある。

現代ドイツの社会哲学者アクセル・ホネシト(一九四九-)の承認論は、私にとって、何よりも最も哲学的反省の試みだった。

第一に、「愛」をめぐる思考。「戦後民主主義が生んだ阿呆」と呼ばれたことのある私にとって、「人を平等地に処遇する」ことは定言命法(有無を言わざる命令)だからこそ、「愛とは依存感をもつて、かつ、それで構わない」とする認識によって、私の目からばかりがあつしクロコが落ちたのだつた。愛されることは、ある他者によつて特別に大切な存在として認められるという経験である。それは、受け身の経験だ。愛するだけでは駄目なのであり、愛されねばならない。われわれは、愛されようとして「闘う」のだ。相手の言葉、振舞いの一つ一つに細心の注意を払い、正しく反応しようとする。相手に魅力的な存在として認められようとする。相手にどう見られるかと一喜一憂することは、少しも恥ずかしいことではない。どこにも咎め立てられる筋合いはない。

そして、自分にとって大切な他者によつて認められる経験を通してこそ、われわれは自信を得、自己自身との良好な関係を築き上げることも可能になるのではないか。逆に言うと、他者から認められる経験をもたらすに自己自身との良好な関係を築くことは容易でないだろう。

この成り行きは、個人の身の上にのみ起つる(「よどまない」)。集団であつても、他の集団から認められる(「よどまない」)ことを通して自信を持ち、自己主張する(「よどまない」)ことが可能になってゆくものだろう。明治時代の始めに、日本人が、世界との関係の中に恐る恐る身を投じてゆこうとしたとき、他国による承認を通して自信を獲得するというプロセスが起つたに違いない。そしてこのプロセスは、多様な時間差を伴つて、今なお、世界のあちこちで様々な民族によつて復讐されているに違いない。すべてが成功の事例であるわけではないとしても。

外国で暮らし始める(「よどまない」)——そのときだけではないが——人は差異ある存在としての自らを自覚する。そして、その差異がどのように評価されるのかに神経質に反応する。即座に肯定的に評価され、受け入れられ、自信をもつてその外国社会に溶け込んでいくというケースは、むしろ例外であり、多くの人は、神経質になるだけではすます——夏目漱石がそうであったように——「神経衰弱」の症状を呈したりもするのだろう。

(中略)

承認——他者によって認められるという経験——は、ことほじをようにも、社会生活の様々な局面に顕を出してくる。ホネソトは、それどころか、人間が社会的存在であると言わることの意味を、人間が他者による承認を求めて闘わずに生きられない存在であるという事実のうちに見出そうとするのである。その意味で、彼の承認論は、人間が社会的存在であるとはどういう意味でそうなのか、という問いに答えようとする反省的（＝哲學的）思索の試みである、と見ることができるのである。それは、多文化社会状況と特徴づけられることもあるわれわれの時代において、異なる文化との共存を模索するすぐれた現代的な理論でありつつ、しかし、個人主義の時代であればこそ必要とされる反時代的な社会理論でもある。

（中略）

「承認」というわれわれのテーマを取り組むホネソトにとっては、否定的経験とは、いまやもがく「承認が拒まれる」という経験である。彼が挙げる——とても印象的な——二つの具体例を見てみよう。次のような経験だ。

その一。ホネソトは、東ベルリン出身のインゴ・ハッセルバッハの言葉を引用する。ハッセルバッハは、東西ドイツが統一された時期に、ネオナチの青少年が出入りするシーンの中で指導者の役割を演じていた人だが、そこから足抜けする前に、自分が重ねていた様々な経験について、一冊の本にまとめたのだつた。

われわれに声をかけてきた若い奴らの大部分は欲求不満がだまつて連中だつた。彼（女）らは将来への展望などこれっぽつとも持てなかつたのだ。私がその展望を開いてやつた。彼（女）らの自分に対する評価を高められるように、ちぢくちぢく褒めてやつたのだ。そんな風に評価されると、彼（女）らを、われわれが「連れ」と呼んでいる共同性にすつかり依存しきつた状態に陥らせることがになつた。「連れ」であるというこの感覚は、多くの連中にとつて一種の麻薬になり、奴らはそこから一度と抜け出せなくなる。誰かに褒められるという経験など全く持つたことがないものだから、奴らは、広範囲にわたつて孤立しており、他にどんな社会的接觸も欠いたままだつた。

「社会的承認の網の目からこぼれ落ちる」という事態は、「承認」を求める行動へとますます人を駆り立てるだろう。そのことは、しかしあくまでも「両義的」だとホネソトは言う。この例に見られるように、この経験は、よりフェアな承認が行われる社会を生み出すための願いへと人を動機づけるとは限らない。否定的経験に定位し、そこから考えるのではあるが、しかし、否定が肯定に転じる保証は、ここにはないのである。

その二。ホネソトが「無視・軽視」という現象を真正面から論じるものに、「不可根性」と題された論考がある。引証されるラルフ・エリソンの小説『見えない人間』の主人公は姿が見えない。透明人間の話か、とも思わせる書き出しのこの論考で、しかし具体的に考えられているのは、実は、黒人の経験であることがほどなく明らかになる。

おそらく最もよく知られている事実に、貴族には、その奉公人たちの前で脱衣することが許されたいたということがある。というのも、奉公たちは、ある意味で、そこに居合わせないものと見なされていたからだ。

昔、イギリスやアメリカの白人上流社会にあっては、主人は（黒人の黒奴）召使いの前で、平気で着替えをしたのだ。黒人の召使いというは、主人たちにとって、存在しないも同然の存在だったから。人々の存在が目に見えないものになるのだが、それは、「認識」の問題ではなく、「承認」の問題だと指摘される。奉公人の姿が見ていないのではない。その存在を——人間として——認めない、から見えないのだ。これは、相手の存在そのものの承認を拒む行為であり、極端な例との印象を生みかねないものだ。しかし、「承認の拒否」は、このように極端な仕方でのみ現れるわけではない。例えば、人が心底大切にしている何とかが他者によつて一顧だにされないというような事態——つまり、ある人にとつて価値あることの、その価値の承認が拒まれること——が身近な他者によつて繰り返されるならば、それもまた暴力性を帯びると言えるのではないか。ホネソトが「軽んじる」と（MiBachtung）という概念のもとに分析する現象である。

似たようなことは、私も、昔、車椅子に乗る障害者たちを介護していく時に、よく経験した。脳性マヒ者（に眼らないが）が乗る車椅子を押してて、衛中で、人と会話をする状況に入ると、人は、決まって、車椅子に乗る当人にではなく、介護者である（にすぎない）私に向かつて語りかけてくるのだった。車椅子に乗る障害者たちは、コミュニケーションの対象としては、とはつまり、一人の人間としては認められないのだ。この例も——次章に見るよう——ホネソトの言う、「認識に対する承認の先行優位」の例であろう。

ただし、ホネソトの承認論は、ここまで紹介から想像されるよりも、はるかに野心的な試みである。というより、そのようなものへと展開されてゆく。というのも、ホネソトは、承認論という構想のもとに、単に他人間にに対する関係を主題化するのみならず、世界全体（そこには、自己自身も含まれる）に対する姿勢をも問題にする方向に進むのだから。論じられるのは、他人間を、生命ある自然の世界を、さらには自己自身をも相手とするような姿勢としての「承認」であり、そのような承認を拒む行為こそが「物象化」という行為だと捉える。「他の主体を、その人間的資質にふさわしい仕方ではなく、感覚を持たない死せる対象、つまりは「モノ」として、あるいは「商品」として扱う」ことが。

その議論が全面展開される著作「物象化」においては、人が人を——人の一部である身体を含め——物のように扱うことが、「承認の拒絶」現象の一事例として分析に付される。自分自身の身体をも、モノとして扱い、言ひ換えれば、ヒトとして扱わないということ。臓器を買にせよ、整形手術にせよ、さらには売春行為にせよ、共通して見られるのは、自他の身体を物のように扱う態度であつて、それは「人を人として認め、処遇する」という姿勢が欠落しているからこそ可能になる行為なのではないか、と問われる。「代理母として自らの身体を供する」と、愛という関係の商品化、あるいは、性産業の爆發的増殖——そういう現象の背後にも、ホネソトは物象化の進展を見るのである。「承認が拒まれるという経験」の第三の事例である。

このページは白紙です

資料 7a

(出典) 見田宗介『まなざしの地獄: 尽きなく生きることの社会学』河出書房新社, 2008年, pp. 35-41. (初出: 見田宗介「まなざしの地獄: 都市社会学への試論」『展望』173, 1973年5月, pp. 107-109.) この文章は1968年の連続射殺事件を題材にしたものであり、「N・N」は、その犯人である永山則夫を指す。表番号(表4)は原文のままとし、注(38)~(40)の詳細の記述は省略している。

まなざしの地獄——他者としての自我

都市に流入した青少年の〈愛〉に対する憧憬や、みだれぬ孤独感等についてはすでに多くが語られてきた。

「のりひせ」や「かわらんやきせりではなうけだせり」など「異正反核のバクトルをもつた欲求や不満との連関の中でじらえられたのでないならば、現実の厚味をもつた把握にはなりなうだつた。

孤独から愛く、無関心から連帶く、これら図式は、それ自体が抽象してじらえられるほど、孤独とか愛とかいうこの内実をすりぼりと脱落したままで、奇妙に表面的な総論にわれわれをみちびいてしまう。それは理論家を卒業させ、青少年に瘤をかけよ

うとする「実践家」を駆逐させるのみならず、時には多くの青少年自身をも駆逐させて、自分で自分がほんとうに何を求めていたのが、わからぬようにしてしまう。

これが一つの手がかりとして、東京都に流入した青少年の不満を調査した結果を分析してみよう(表4)。

はじめの一項目、「友人がいなくて淋しい」および「異性の友達が得られない」は、先の関係憧憬と、それのそられない孤独とに照応するものとしてよいであろう。

「のうな不幸は現実に存在するが、それだけが多く訴えられているのは、「落ちつける室がない」および、「自由時間が少ない」という不満である。

さればさしあたり、関係からの自由への憧憬、孤独

	表4 東京で就職して不満足な点 ⁽³⁹⁾ (1963年 %)		
	男	女	%
友人がいなくて淋しい	10.9	9.9	
異性の友達が得られない	8.7	5.2	
自由時間が少ない	19.3	24.9	
こづかいが少ない	10.9	14.1	
定時制学校へ行けない	2.9	8.9	
仕事や仕事場が不満	10.0	9.9	
遊び場や文化施設が利用できない	7.4	9.9	
落ちつける室がない	20.3	36.6	

への憧憬として、やがての〈関係憧憬〉とは逆のバクトルをつかんでおり、そのための空間的(個室-)、時間的(自由時間-)条件を直観的に要求するのである。

むろん彼らは多くのはあい、やがてその「落ちつける室」に「家の合」だ友人を招き入れるだろうし、「自由時間」の多くを仲間だからいやむすりすだらう。だから〈孤独への憧憬〉はここ〈関係からの自由への憧憬〉といつても、それは暫定的な表現にすぎない。

それははじめの11つの項目、すなわち〈関係背景〉と矛盾するものではなくて、むしろ構成するものである。

彼らはある種の強いられた関係から脱離しようとしながら、ある種の関係を欲求している。

しかし、この表で重要なことは、彼らの日常の意識のうちで、後者の関係欲求以上に、前者の関係嫌悪の方が、広汎に感覚されているという事実であろう。

都会におけるN・Nの生に転機をもたらした「出生」問題は、〈過去〉の呪縛とともにるべきかの構造を典型的に示す。けれども過去とは、どのようにして現在を、そして未来を呪縛するのか。

「戸籍」そのものは、無力な一片の物体にすぎない。この無力な紙片に、一人の人間の生の全体を狂わせるほどの巨大な力をもたせるものは何か？

それは、この過去性にひとつの意味を与えて（認定＝犯罪者の子弟＝懲・禁々）、彼をもぎ取り、彼にその都度の就職の機会を閉ざし、彼の未来を限る他者たちの実践である。

〈過去が現在を呪縛する〉こと「ても」こののはあく「過去」が生きているものの「とも」くに本人の生のゆくに立ちふさがるというわけではない。人の現在と未来とを呪縛するのは、この過去を本人の「現在」として、また本人の「未来」として、執拗にその本人にせしむける他者たちのまなざしであり、他者たちの実践である。

「戸籍」がN・Nを絶望に追いやつたのではない。「戸籍」をもつて差別する社会の構造がN・Nを絶望に追いやつたのだ。この言い方には飛躍があるという向きもある。 「出生」をもつてN・Nをひやかしたのはたまたまそこにいた同僚たちであり、さらにはN・N自身の過剰な「思いつみ」であって、社会構造的一般的な問題ではない。だが、この反論は皮相である。もしわれわれの社会の中に、戸籍による差別の構造が全く存在しないのならば、いつたにどうして、このたんなる紙片の文字が、この同僚たちのもじだで、「からかい」のたねになつたり、「過剰な」情緒的反応のたねになつたりしうるであろうか。

もう一つの「からかい」のたねとなつた「顔面のキズ」についても同様である。 N・Nはのちに獄中で次のように書く。「現在、私は囚人である一匹の、人間でない人間に成長しました。……悔恨の心境に落ち、ここでも逃げたいと思うけど、もう絶対に離別は不可能なので諦めた。深い、深い、より深い傷跡が創られてしまつた。私の顔面の傷が偽物から本物に成つた証である。」

顔面にキスのある人間は罪悪の人かもしかねといつ他者たちのまなざしとその実践が、彼をまことに罪悪の人として予定してしまう。

ある黒めがねをかけた「やくざ」が、じつは先天性の疾患のために、黒めがねをかけざるをえないのだということをあとからきいたことがある。彼はやくざであるゆえに黒めがねをかけたのではなく、黒めがねをかけたがゆえにやくざであるのがもしかない。そして、この表相をもつて存在の総体を決定してしまう回路とは、彼にさしむけられた者たちのまなざしであり、他者たちの実践であつた。

「いまは表えてしまつだつたが、昔、ボクはやに来えた商店があつた。それは子供をつかまえてきて彼らの唇をたちきり、頭蓋骨を圧縮し、昼も夜も箱のなかに閉じこめて成長するトリ世話をだけたのである。かかるやり口と、同じような種類の他のやり口とによって、子供たちを非常に面白い怪物、すばらしい報告の対象となるような怪物にしてしまつたのだ。」

N・Nは東京拘置所に囚われるずっと以前に、都市の他者たちのまなざしの囚人であつた。

都市のまなざしとは何か？ それは「顔面のキス」に象徴されるような具象的な表相性にしろ、あるいは「履歴書」に象徴される抽象的な表相性にしろ、いずれにせよある表相性において、ひとりの人間の総体を規定し、予測するまなざしである。N・Nは「顔面のキス」として、あるいは網走出身者として対他存在する。

具象的な表相性とは一般に、服装、容姿、持ち物などであり、抽象的な表相性とは一般に、出生、学歴、肩書きなどである。

そしてこれらの表相性としての対他存在こそが、都市の人間の存在をその深部から限定してしまう。けだし人間の存在とはまさに、彼が現実にとりむすぶ社会的な関係の総体に他ならないが、これらの表相性への接線は、都市の人間がとりむすぼうとする関係の一つ一つを、その都度彌曲せしめるといつともをとおして、執拗にそして確実に、彼の運命を成形してしまうからである。

そしてN・Nが、たゞずみずからを超えてゆく自由な主体性として、へんきなく存在しようとするとがまく、この他者たちのまなざしこそ地獄であつた。

このページは白紙です

資料 7b

(出典) 見田宗介『まなざしの地獄: 尽きなく生きることの社会学』河出書房新社, 2008 年, pp. 41-42. (初出: 見田宗介「まなざしの地獄: 都市社会学への試論」『展望』173, 1973 年 5 月, pp. 109-110.) なお、この文章は、資料 7a の続きである。本文内にある注(41)の詳細の記述はここでは省略している。

「ずっとこのかになりつてN・Nは、獄中でつむのようにならへる。
「こんな番氣に文章を綴つてゐる状態を幸福といつてはいいだろうか? 安っぽいか
も知れん、でも、今までを振りつてこのような境遇には出会つたりとはないし、充分
に考えられる時間はなかつたから、私には幸福といえる。今は誰からも意識されてい
なく、誰へも激情を傾注させていない——それだから、私なりの幸福感を満喫してい
る。トトロには、何の裏藤も紛糾もありはしない。このような状態で逝けるのなら……
人生ってなんて素晴らしい意義あるものなのだろうと思うな。人間という物は、考え
られる時間が有るのなら、……幸福だといつべきではないだろうか。そうなんだ!
私は今仕合せなんだ!」

N・Nやその大ちゃんの仲間たちが、あんなにもトトロが切実に望んでいたもの
——「落ちつける場所」と「自由な時間」とを、N・Nは今トトロのようにならへるに獲得したのだ。
それは彼らを不意にのぞき込み、分類し、レッテルを貼つて、彼ら自身ではない、
まるで別の存在に、彼ら自身を立てあげ変身をさせてしまつた、あのまなざしの地獄か
らの避難場所である。

もちろんN・Nの「幸福」がイロニーであるように、「解放」もまだイロニーであ
るにすまぬ。まやしく四六時中の看板と、分類とレッテル貼りとの徹底的に無防備
な対象である囚人存在が、N・Nにとって最初の、そして最後の避難場所であつたと
いうトトロはまだそれまでの、都市の関係の囚人としての彼らの疎外の様態を、無気味
な鮮明さをもつて、逆照射しているのみである。

このページは白紙です

資料8

(出典) 江原由美子『装置としての性支配』勁草書房, 1995年, pp. 85-88.

「女性解放」や「男女平等」という言葉にはそらそらしさしか感じられない私が、フェミニズムに関心を抱くようになったのは、フェミニストの怒りに強い共感を感じたからであるらしいです。その怒りとは、判断主体・認識主体として女性を承認しない男性社会への怒りである。女性の活動や行為についての自己認識や、それらに基づく社会認識を否定し無化するものの怒りである。

私は、第二波フェミニズム台頭期のペティ・フリーダンやケイト・シック・シガラース・ファイアストーンなどの著作には、この怒りがみちあがめていると思う。それぞれの論者によって力点のおきかたは異なるものの、判断主体・認識主体としての女性を否定し無化するものの怒りにおいては、これらの論者は共通している。たとえば、ペティ・フリーダンの怒りは、専業主婦という存在の専門性に向かっている。主婦がいかに家庭でもなくとも家事・育児という義務的活動を遂行してもいいか、それは「労働」ではなく「余暇」である。「余暇」という言葉の意味とは全く異なる活動であるにもかかわらず、それは「余暇」として定義されるのだ。ゆえにその活動に従事している者は、「働く」はおらず、養われているにすぎないのだ。それに甘んじることができない「主婦」たちが、社会的活動や賃労働の場に参加しようとすると、それは「女性としての本分」を愈々といふよりは「女性の幸福」を受け入れられないといひにして非難や治療の対象となってしまふ。すなわち、「女性がこれまで何をしてきたか、現に何を行っているか、本当は何をしたのか」ということだ。女性自身が定義するのとはできないかのように、女性自身よりも男性や専門家の方がそうしたりして「本当に知っている」かのように主張する言説が、当り前のことのようにまかりとがってしまっているのである。フリーダンやシックが怒りを向けたのは、この、女性を判断主体・認識主体として認めない制度、女性自身の自己定義権を無化する制度であった。

このような判断主体・認識主体としての女性を否定する制度は、非常に残酷な制度である私は思う。このような制度は、女性たちを男性と同等の人間として扱わない。その制度の内部において、いかに男性が女性に「配慮」したとしても、女性に優しく接したりしてお、それはこの制度の残酷さを否定することにはならない。この制度の内部においては、女性はいかなる行為を行おうとも、その行為の意味を自己定義する権利を奪われている。女性の行為は、他者からの定義で定義され、女性自身の定義は否定される。その意味において、女性はこの制度の内部においては、自己の運命を自己のものにすることができない。女性の認識者としての「主体性」は制度的に否定されるのである。

私は、第二波フェミニズムが「性支配」という概念を使用して男性と女性との関係を記述したのは、このような判断主体・認識主体としての女性を否認する制度の残酷さを記述するためだ、たのではないかと思う。それは単に「性差別」という言葉では記述できない全面的な女性抑圧の社会構造を指示するために、使用されたのだろう。そして「解放」とは、この制度を否定するのとを意味したのではないかと思う。いる。

その意味において、フェミニズムにおける「解放」とは、「自己決定権の確立」を意味すると同時に、「自己定義権の確立」を意味した。「自己決定権」を得るために、「自己定義権」を得なければならぬ。自分がこれまで何をし、現に何を行つており、本当は何をしたいのかを自らの言葉で語ること、自らの感情に基づいて語ることしかなければ、自己決定は名目的なものにすぎなくなる。コンシヤスネス・ライシングは、人のような自己定義権を確立するための活動であり、自らの認識や感情・感覚を尊重するところが争議場であるのである。人のような自己定義権を確立しようとする過程において、私生活上の男女関係も問題化されざるを得なかつた。私生活において女性は男性と密接な関係を持つがゆえに、その関係において女性が判断主体・認識主体として尊重されなければ、女性は自らの運命の主人公になることはできない。私生活における男女関係の問題化は、このような文脈において必然的であつた。フェミニズムにおける「解放」とは、私生活も含む生活全体における女性の「自己決定権」「自己定義権」の確立を意味したのであり、それがすなわち、「平等」の意味であつたと私は思う。

けれども「解放」や「平等」という言葉で、私生活における男女関係の変革を語つても、それは先述したような問題については何も伝えることができない。だから私生活における女性の男性への依存という問題は、単に「女性個人の問題」であるかのように認識されがちになつてしまふ。結局女性が「主体性」を持つていいのが悪い、あるいは女性の「主体性」を尊重しないような男とかブルになるのが悪いというわけだ。このような「主観性還元主義」に反発するフェミニストたちは、「解放」や「平等」の横権的意味を主張はじめめる。「自己決定権」や「自己定義権」なんて問題ではない。それは結局「選択の自由」論に解消されてしまう途にすぎない。問題は、実質的な「性文面」の魔鏡であり、収入や学歴・職業など社会経済的地位における平等の達成であるというわけだ。この方向を、「主観性還元主義」に対応させて「客観的条件還元主義」と呼ぶことにしよう。けれどこの二つの方向の還元主義は、結局のところ第一波フェミニズム運動台頭期においておぼろげに姿を見せていたフェミニズムの横権的価値を覆い隠してしまつたのではないかからうか。それらのフェミニストが精魂を込めて語つた、判断主体・認識主体として女性を確立するという方向、相互に判断主体・認識主体として尊重しあいながら行為する行為者の関係として男女関係を確立するという方向を、再び覆い隠してしまつたのではないだろうか。

資料 9

(出典) 石田光規『孤立不安社会：つながりの格差、承認の追求、ぼっちの恐怖』勁草書房, 2018年, pp. 35-38. ただし、本文内にある書誌情報（例：Bauman 2001=2008）と注(3)～(5)の詳細の記述はここでは省略している。

2-2 獲得的承認

(1) 承認の転換

しかしながら、人びとに承認を付与していた中間集団の拘束力は、一九九〇年代に入ると急速に弱まる。ヨーロッパではベック（Beck 1986=1998）やバウマン（Bauman 2001=2008）、日本では鈴木ら（Suzuki et al. 2010）が指摘するように私たちの生活は個人単位に変わりつつある。人びとに求められるのは、集団への同調ではなく、主体的な選択による人生の構築である。もはや社会や集団の規範への同調と引き替えに、関係性から生活保障を得ることは難しい。⁽³⁾このようななか承認のあり方も変わりつつある。

集団の同調圧力の弱化は、一方では理不尽な規範からの解放という福音をもたらした。資本主義経済システムのもたらす財やサービスおよび福祉システムの整備により、人びとは関係性のなかに入り込まずとも、生活を維持できるようになつた。生活維持の手段は、関係性のなかではなく資本主義経済システムのなかで⁽⁴⁾「努力」を通じて獲得するものに転じた。

かくして関係性は、生活維持のために「結ばなければならない」もの（共同体的関係）から、「自ら選び取る」もの（選択的関係）へと変化した。今や誰とどのような関係をもつのか／もたないのか、といったことは自己決定・自己選択の範疇に委ねられている。もはや生活保障を担保に諸個人を拘束する「まなざし」は存在しない。⁽⁵⁾ここにいたって承認の問題は新たな様相を帯びてくる。

関係性の維持と生活の存続が密接に結びつく時代において、承認は、社会や集団によって課せられる規範・役割と向き合う「個人の心理」と強く関連していた。そのため、こうした規範や役割に抵抗を感じない人にとって、承認の獲得はさほど大きな問題とならなかつた。個々人の生活が集団に埋め込まれ、集団の拘束力が強かつた時代において、承認の問題は多くの人が経験するものではなかつたと言えよう。したがつて、同調的承認の問題は、集団や社会と個人（マイノリティ）との相克として描かれることが多い。

だからこそ、社会の主流を占める規範に同調できない人は、実存をかけて社会と戦闘するか、不運に甘んじる、という厳しい選択を強いられた。フレイサーがとりあげたセクシャル・マイノリティ、見田が言及した永山剛夫はまさにそのような葛藤を経験している。

しかし、人びとの生活が固有の社会や集団から解き放たれると、承認の問題は多くの人たちが経験する普遍的問題と化してゆく。今やあらかじめ備わつた規範に従うことで、生活保障や承認を与えてくれる集団は存在しない。

このうち前者は資本主義経済システム、社会保障システムによって代替的に入手可能である。しかしながら、後者は関係性以外からは入手しがたい。とはいっても、私たちの人間関係は、自己決定・自己選択によって獲得するものに転じつつある。

社会や集団から課される拘束力が弱化した現在、諸個人は「自らを受け容ってくれる関係性」をいかにして獲得するか、という新たな課題を背負うことになる。今や一人一人が、承認を求めてくれる関係性を自らの手で見つけなければならない。そもそもは関係性に包摶されない状態、すなわち孤立が待ち構えている。

この事実は、承認の獲得が、現代社会における普遍的課題となつたことに加え、その成否が「他者の心理」すなわち「他者が自分のことを受け容ってくれるかどうか」という不安定なものに依拠するようになつたことを意味している。したがって承認の問題は、関係性の圧力が過剰になることにより生じる同調の問題から、関係性の圧力が過小になることにより生じる獲得の問題へと転じる。これを獲得的承認としておこう。

(2) 獲得的承認の特性と承認ビジネスの隆盛

人びとは、固有の規範への同調を強いる息苦しい「共同体的関係」から解き放たれた一方で、自らを受け容ってくれる関係性を探求する、という新たな課題を背負うことになつた。しかしながら、どのように振る舞えば承認を得られるかは定かではない。というのも、その課題の解決法は他者心理という、自らでは理解し得ないものが握っているからだ。人びとは「自らを受け容ってくれる関係性を確保しなければならない一方で、その方法はわからない」という危険な状況にさらされているのである。

このような状況は「承認を得られないかもしれない」という不安をますます加速させ、承認にまつわるビジネスを生み出す。多くの人びとが承認の獲得を望み、かつ、承認の獲得に不安を抱えているならば、そこにビジネスの可能性が潜んでいる。すなわち、不安によって生じる心の隙間を埋め、人びとの承認の可能性を広げることに商機を見出したビジネスである。これを「承認ビジネス」としておこう。

承認ビジネスは自己を対象とするものと関係性を対象とするものとの二つがある。前者は、他者からの受容の可能性の増加を目的として、資源としての自己を高めるために力点をおいている。たとえば美容関連業の広告は、体型、臭い、体毛などの身体的要素が他者からの承認／拒絶に繋がりうることを誇張し、商品を販売しようとしている。服飾品についても、同様の根柢からの広告は多い。

一方、後者は人との出会いの場を提供することで、他者から承認を得られる可能性を高めることをウリにしている。「出会い」を強調したサービスはその典型であり、婚活をウリにしたサービスも、この系統に属する。

この二つの承認ビジネスは相互に補完する。「出会い」の場を提供するサービスで他者からの承認を得ようとする行為者が、「自己」を射程においてサービスに手を染める可能性は決して少なくない。それを見越したかのように、「出会い」のビジネスは「自己」のビジネスをセットで提供する。後に例示する、結婚情報サービス企業も、出会いの場を提供するだけでなく、自己呈示にまつわる各種のサービスを提供している。⁽⁵⁾

令和5年度 特色

問題訂正（教育学部 課題）

下記の問題訂正があります。

記

問題 訂正

教育学部 課題 資料集

資料一覧 資料4b 2行目

(誤) …国際決済銀行 (Bank of International Settlements, BIS) …
↓

(正) …国際決済銀行 (Bank for International Settlements, BIS) …

5ページ 資料4b 1行目

(誤) …国際決済銀行 (Bank of International Settlements, BIS) …
↓

(正) …国際決済銀行 (Bank for International Settlements, BIS) …

以上